

1 職員給与関係

令和 6 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、群馬県職員の給与に関する条例（昭和 26 年群馬県条例第 55 号）、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年群馬県条例第 41 号）、群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年群馬県条例第 8 号）及び群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年群馬県条例第 62 号）（以下「職員給与条例等」という。）の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 根拠法規

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

(3) 調査対象

職員給与条例等の適用を受ける群馬県の職員及び県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）（休職者、派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、臨時的に任用されている職員等を除く。）で令和 6 年 4 月 1 日に在職するもの

(4) 調査時期

令和 6 年 4 月 1 日現在

(5) 調査事項

① 令和 6 年 4 月 1 日に在職する者

ア 職員の経歴等に関する事項

(ア) 職名又は階級名 (イ) 性別 (ウ) 年齢 (エ) 学歴 (オ) 経験年数

イ 諸手当等に関する事項

(ア) 給料月額 (イ) 給料の調整額 (ウ) 教職調整額 (エ) 地域手当 (オ) 扶養手当

(カ) 管理職手当 (キ) 初任給調整手当 (ク) 住居手当 (ケ) 通勤手当

(コ) 単身赴任手当 (サ) 特殊勤務手当

(シ) 特勤勤務（へき地）手当（準ずる手当を含む。） (ス) 農林漁業普及指導手当

(セ) 義務教育等教員特別手当 (ソ) 定時制通信教育手当 (タ) 産業教育手当

ウ その他

(ア) 扶養親族 (イ) 管理職手当の受給者 (ウ) 住居の種類 (エ) 通勤方法

(オ) 単身赴任手当の受給者

② 令和 6 年 4 月 1 日に在職する暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員

第1表 職員の平均給与月額等

職員区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料	地域手当	扶養手当	その他手当	計	対前年比
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円
県職員	11,166	41.9	19.8	349,217	9,441	10,144	13,447	382,249	2,360
市町村立学校職員	8,351	42.5	19.9	368,719	9,535	7,127	16,492	401,873	2,359
合計	19,517	42.1	19.9	357,562	9,481	8,853	14,749	390,645	2,390
うち一般行政職員	4,599	42.9	20.8	335,561	9,185	8,297	15,738	368,781	511

- (注) 1 「県職員」とは、知事部局（労働委員会事務局を含む。）、議会事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、警察本部、教育委員会事務局及び県立学校を含む教育機関等の職員（技能労務職員は除く。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
2 「市町村立学校職員」とは、県費負担教職員（群馬県市町村立学校の教職員で、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に基づき、群馬県がその給与等を負担するものをいう。）をいう（第3表までにおいて同じ。）。
3 「一般行政職員」とは、行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員（本年度の新規学卒の採用者を除く。）をいう。
4 年齢は、令和6年4月1日現在における満年齢による（次表において同じ。）。
5 経験年数は、令和6年4月1日現在における「修学年数調整後の経験年数」の合計月数による（次表において同じ。）。
6 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
7 その他手当は、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特地勤務手当等である（次表において同じ。）。
8 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない（第9表までにおいて同じ。）。
9 定年年齢が段階的に引上げられるに伴い、群馬県職員の給与に関する条例附則第15項又は群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第11項により給料月額が決定される職員は含まれていない（以下第9表までにおいて同じ。）。

第2表 職員の適用給料表別職員数、平均給与月額等

区 分 給料表		職 員 数			平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数	給 料			地 域 手 当	扶 養 手 当	そ の 他 手 当	計	平 均 扶 養 親 族 数
		男	女	計			給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額					
県 職 員	行政職給料表	人	人	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円	人
		2,932	1,177	4,109	42.3	20.1	331,655	683	—	9,172	8,558	16,409	366,477	0.8
	公安職給料表		312	3,250	38.7	17.5	334,316	12	—	8,917	13,274	6,182	362,701	1.3
	研究職給料表	206	60	266	43.7	20.7	349,509	2,544	—	9,230	8,583	16,280	386,146	0.8
	医療職給料表 (一)	17	1	18	44.6	20.0	441,594	13,350	—	80,443	5,250	291,601	832,238	0.7
	医療職給料表 (二)	65	73	138	41.8	18.4	329,204	9,834	—	8,915	8,072	21,514	377,539	0.7
	医療職給料表 (三)	10	63	73	36.0	12.8	299,429	648	—	7,719	1,938	13,355	323,089	0.2
	福祉職給料表	27	21	48	38.1	15.7	304,569	34,675	—	8,723	8,625	8,258	364,850	0.8
	高等学校等 教育職給料表	1,825	1,154	2,979	44.8	22.2	374,778	3,370	13,814	10,152	9,911	15,195	427,220	0.9
	小学校中学校 教育職給料表	7	1	8	44.3	22.2	376,663	0	10,674	10,301	12,688	23,589	433,915	0.9
	栄養職給料表	1	3	4	51.2	29.2	373,150	0	—	9,369	1,625	383	384,527	0.3
	事務職給料表	143	130	273	41.7	20.6	322,910	0	—	8,319	4,703	11,918	347,850	0.4
市町村立 学校職員	高等学校等 教育職給料表	39	53	92	43.2	20.6	379,920	8,513	13,780	10,408	9,761	14,025	436,407	0.9
	小学校中学校 教育職給料表	3,602	4,267	7,869	42.5	19.8	356,896	1,047	12,259	9,581	7,210	17,065	404,058	0.7
	栄養職給料表	2	31	33	46.5	24.1	357,870	0	—	9,081	5,394	3,698	376,043	0.5
	事務職給料表	157	200	357	42.5	21.9	328,386	0	—	8,329	4,790	5,640	347,145	0.5
全 給 料 表		11,971	7,546	19,517	42.1	19.9	349,114	1,327	7,121	9,481	8,853	14,749	390,645	0.9

(注) 1 第一号任期付研究員給料表、第二号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいない。
(以下同じ。)

2 「—」は、制度上支給されないことを示す。

第3表 職員の適用給料表別、最終学歴別、性別人員及び構成比

区 分 給料表		計		最 終 学 歴 別 人 員 及 び 構 成 比								性 別 人 員 及 び 構 成 比			
				大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		男		女	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
県	行 政 職 給 料 表	4,109	100.0	3,229	78.6	412	10.0	467	11.4	1	0.0	2,932	71.4	1,177	28.6
	公 安 職 給 料 表	3,250	100.0	2,000	61.5	63	1.9	1,184	36.4	3	0.1	2,938	90.4	312	9.6
	研 究 職 給 料 表	266	100.0	235	88.3	25	9.4	6	2.3	0	0.0	206	77.4	60	22.6
	医 療 職 給 料 表 (一)	18	100.0	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	17	94.4	1	5.6
	医 療 職 給 料 表 (二)	138	100.0	127	92.0	11	8.0	0	0.0	0	0.0	65	47.1	73	52.9
	医 療 職 給 料 表 (三)	73	100.0	72	98.6	1	1.4	0	0.0	0	0.0	10	13.7	63	86.3
	福 祉 職 給 料 表	48	100.0	42	87.5	4	8.3	2	4.2	0	0.0	27	56.3	21	43.8
	高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	2,979	100.0	2,886	96.9	60	2.0	33	1.1	0	0.0	1,825	61.3	1,154	38.7
	小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表	8	100.0	7	87.5	1	12.5	0	0.0	0	0.0	7	87.5	1	12.5
	栄 養 職 給 料 表	4	100.0	2	50.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0
市町村立学校職員	事 務 職 給 料 表	273	100.0	115	42.1	77	28.2	81	29.7	0	0.0	143	52.4	130	47.6
	高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	92	100.0	91	98.9	1	1.1	0	0.0	0	0.0	39	42.4	53	57.6
	小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表	7,869	100.0	7,725	98.2	144	1.8	0	0.0	0	0.0	3,602	45.8	4,267	54.2
	栄 養 職 給 料 表	33	100.0	22	66.7	11	33.3	0	0.0	0	0.0	2	6.1	31	93.9
	事 務 職 給 料 表	357	100.0	119	33.3	116	32.5	122	34.2	0	0.0	157	44.0	200	56.0
合 計		19,517	100.0	16,690	85.5	928	4.8	1,895	9.7	4	0.0	11,971	61.3	7,546	38.7

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

区 分 \ 職 種		計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 8,096	人 2,075	人 1,925	人 4,096
扶養親族数	配 偶 者	3,280	832	1,046	1,402
	子	12,952	3,087	3,271	6,594
	うち特定期間にある者	3,892	1,050	699	2,143
	父 母 等	400	143	28	229
	計	16,632	4,062	4,345	8,225
手当受給者1人当たり 平均扶養親族数		2.1	2.0	2.3	2.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 21,342	円 20,428	円 22,411	円 21,303

- (注) 1 「一般職員」とは、警察職員又は教育職員以外の職員をいう（第7表及び第8表において同じ。）。
- 2 「警察職員」とは、公安職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（1）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 3 「教育職員」とは、高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員をいう（第5表（2）の表、第7表及び第8表において同じ。）。
- 4 「特定期間」とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
- 5 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(1) 群馬県職員の給与に関する条例

区 分 \ 職 種		計	一般職員	警察職員
受 給 者		人 829	人 758	人 71
	1 種	15	15	0
	2 種	33	22	11
	3 種	0	0	0
	4 種	37	26	11
	5 種	152	103	49
	6 種	222	222	0
	7 種	110	110	0
	8 種	260	260	0
	9 種	0	0	0
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 68,095	円 66,149	円 88,868

- (注) 「一般職員」とは、警察職員以外の職員をいう。

(2) 群馬県公立学校職員の給与に関する条例

区 分 \ 職 種		計	一般職員	教育職員
受 給 者		人 1,180	人 31	人 1,149
	特種	4	0	4
	1 種	53	0	53
	2 種	156	0	156
	3 種	528	12	516
	4 種	392	19	373
	5 種	47	0	47
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 51,243	円 45,390	円 51,401

- (注) 「一般職員」とは、教育職員以外の学校職員をいう。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の 住居との間の交通距離			受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上		
受給者	人 61	人 11	人 2	人 74	円 31,730

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 3,717	人 1,115	人 436	人 2,166
	手当月額11,000円以下の受給者	12	0	0	12
	手当月額11,100円以上 27,000円未満の受給者	1,469	432	201	836
	手当月額27,000円の受給者	2,236	683	235	1,318
手当受給者1人 当たり平均手当月額		円 25,066	円 25,102	円 24,891	円 25,084
配偶者の居住する借家・借間		受給者		手当受給者1人当たり 平均手当月額	
		人 3		円 16,833	

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	職 種	計	一般職員	警察職員	教育職員
受 給 者		人 18,234	人 4,922	人 2,804	人 10,508
	交通機関等のみを使用する者	457	403	28	26
	交通用具のみを使用する者	17,433	4,322	2,716	10,395
	交通機関等と交通用具を併用する者	344	197	60	87
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 9,180	円 10,735	円 9,864	円 8,269

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(1) 行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									1
6									2
7									2
8	2								
9									
10	1	2							
11		3							1
12	9	83					1		1
13									3
14		7							3
15		3	1						3
16	16	88							1
17	1	2							1
18	1	5							
19	3	4							
20	14	51	1					1	
21		3	2					3	
22	4	13	67					3	
23	2	6	6					4	1
24	16	2	11					2	
25		1	4					2	1
26	5	60	44					5	
27	2	1	6					2	
28	117	11	16					1	
29		5	13					2	
30	9	73	5				1	2	
31		8	5				32	1	
32	122	3	62				30		
33	5	5	11				16		
34	10	6	18				5		
35		2	10				10		
36	99	1	54				6		
37	3	2	12				8		
38	7		23				4		
39			9				6		
40	5	2	70				3		
41	2		8				2		
42	2	3	18				1		
43	1		7				3		
44	3	4	48				6		
45	2	1	8				1		
46	4	1	19				1		
47		1	8				5		
48	3	1	14						
49		2	5			1			
50	4	4	10	10		1			
51			4	12		1	3		
52	3	2	40	12		7	2		
53		1	9	4		35	3		
54	1		17	11		32			
55		1	8	10		26			
56	2		44	8		38	1		
57	1	1	12	11		31	1		
58	1	1	16	16		23			
59		1	9	18	10	23			
60		2	46	16	20	39			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61		1	17	12	8	22			
62		2	15	29	12	17			
63		1	7	29	27	12			
64	1	1	20	16	30	30			
65	1		8	14	21	31			
66	1		11	17	17	24			
67		1	7	14	25	12			
68		1	7	7	25	33			
69			4	6	23	14			
70	1		4	12	17	24			
71		1	4	6	32	14			
72	1	1	9	10	24	17			
73			3	4	28	5			
74			5	3	20	12			
75	1		5	5	25	11			
76			3	4	34	10			
77			1	4	33	5			
78			3	2	23	17			
79			2	3	38	5			
80			8	5	23	3			
81				5	30	3			
82			2		16	1			
83			3		28	2			
84		1	4	1	21	2			
85			3		21	5			
86		1	4	3	17				
87		2	2		23				
88		1	2	1	23				
89			3	1	32				
90			3	1	23				
91			2	1	25				
92			3	1	19				
93			3	16	151				
94			3						
95			2						
96			2						
97			2						
98			3						
99			1						
100			2						
101									
102			2						
103			1						
104									
105			2						
106			4						
107			3						
108			3						
109			1						
110			4						
111		1	4						
112									
113			20						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	488	494	1,036	360	944	588	151	28	20
							合 計		4,109

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の場合は、空欄とした（第9表の各表において同じ。）。

(2) 公安職給料表

(警察官に適用)

(単位：人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5										
6							1			
7										
8		24								
9										
10										
11		8								
12		20								
13										
14		9								
15		6								
16		19								
17										
18		12								
19		7								
20		27								
21		3								
22		6								
23		11								
24		48								
25		1								
26		20	1							
27		6	7							
28		42	43							
29		5								
30		21	11							1
31		4	5							4
32		50	41		1					5
33		5	6							2
34		13	13							
35		7	11	2						
36		9	39	2						2
37		3	4							1
38		4	18	3						1
39		1	6	8	2					
40		3	37	16						1
41		1	5	6						
42		2	21	11						1
43		3	11	2	2				2	
44		3	31	4	1				3	2
45			8	13	1				2	2
46	1		29	10	1	1				
47			7	10	2	15				
48			21	14	2	10			2	
49			2	6	5	2			2	
50			9	20	8	7			3	
51			5	15	2	4				
52			18	19	5	7		3	4	
53			6	20	4	5		2	3	
54			12	17		14		3	2	
55			3	22	4	6			2	
56			11	21	5	13	2	3	5	
57			5	19	5	7	3	1	2	
58			4	31	3	14	4	4		
59			1	18	4	9	1	1		
60			4	23	8	17	5	2	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
61		2	24	16	14	4	2	10	
62		4	22	18	18	3	3		
63		2	20	18	5		2		
64		1	12	25	12	8	2		
65			24	22	14	4	1		
66			22	24	19	6	4		
67			28	21	13	2			
68			17	19	10	1	3		
69			18	10	15	3			
70		1	22	21	14	3	1		
71			20	24	10	6			
72			19	21	16	3	2		
73			13	27	8	12			
74			22	15	12	5			
75			15	24	7	2			
76			22	21	11	9	2		
77		1	18	17	18	1			
78			14	22	16	2			
79			16	13	7	4			
80			18	6	8	3			
81			16	6	9	3			
82		1	13	5	15	1			
83			3	5	6	5			
84			7	16	7		1		
85			8	8	2	4			
86			5	8	9	1			
87			4	6	4	3			
88				5	16	4			
89			5	7	3	1			
90			5	7	10				
91			3	4	6	2			
92			4	10	12	1			
93				4	5	15			
94			2	7	9				
95			2	4	6				
96			1	4	4				
97			3		122				
98			1	6					
99			3	3					
100			1	6					
101			1	3					
102				2					
103			1	2					
104			1						
105			4	3					
106				3					
107				4					
108			1	2					
109			2	3					
110				3					
111			1	2					
112				4					
113			2	4					
114			1	3					
115				3					
116			1	1					
117				3					
118			1	5					
119				2					
120			1	1					
121				4					
122				3					
123			1	2					
124			1	1					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
125				36					
126			1						
127									
128									
129			1						
130			1						
131			1						
132									
133			1						
134									
135									
136									
137			1						
138			1						
139			1						
140			12						
141									
142									
143									
144									
145		2							
計	404	469	841	669	623	137	42	43	22
								合 計	3,250

(3) 研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4		1			
5					
6		1			
7					
8		1			
9					
10					
11					
12		2			
13					
14					
15					
16	1	1			
17	1				
18					
19					
20	4	1			
21					
22		2			
23	1				
24	2	4			
25					3
26		1			2
27					2
28	2	8			1
29					
30		1			
31					
32	1				
33					
34		2			
35		1			
36	1				
37					
38	2	6			
39			1		
40			1		
41			1		
42					
43		1			
44			3		
45		1	2		
46		2	1		
47			1	8	
48			1	4	
49		1	2	2	
50		5	2	2	
51			1	2	
52		4		3	
53					
54		1		3	
55		2	1	2	
56		3	1	2	
57		2			
58				1	
59		2		1	
60		3	1	3	

級 号給	1	2	3	4	5
61			2	1	
62		2		4	
63					
64		2	5	2	
65			3	1	
66		3	2		
67		1		1	
68		3	1		
69		1	2	1	
70		1	1		
71		1			
72		3			
73		1	2		
74		2	2		
75			5		
76		3	3		
77			4		
78		1	2		
79		1	4		
80		4	2		
81		1			
82		2			
83		2	5		
84		4			
85			1		
86		1	2		
87			4		
88			1		
89			21		
90					
91					
92		2			
93		1			
94		1			
95		1			
96		1			
97					
98		1			
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105		1			
106					
107					
108		1			
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	15	107	93	43	8
				合 計	266

(4) 医療職給料表

(ア) 医療職給料表 (一)

(保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	3			
9				
10				
11				
12	2			
13				
14				
15				
16	1			
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32		1		
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48		1		
49			1	
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59		1		
60				

級 号給	1	2	3	4
61				
62				
63				
64			1	
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80			1	
81				
82				
83				
84			1	
85				
86				
87				
88				
89			4	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	3	8	1
合 計			18	

(イ) 医療職給料表（二）

（保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12		4						
13								
14								
15								
16		3						
17								
18								
19								
20		2						
21								
22								
23								
24		2						
25								
26								
27								2
28		1						2
29								
30		1	3					
31								
32		4						
33		2						
34			8					
35			1					
36		2						
37								
38		6						
39		1						
40		1	2					
41		1						
42		1						
43								
44			1					
45		1						
46								
47		1			1			
48			1					
49								
50			3		1			
51							3	
52		1	3	2			4	
53			2		1		3	
54							1	
55								
56			2	2	1			
57					1		1	
58			1		1		3	
59			1					
60			3	1	1		1	

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61			1	1				
62							2	
63								
64					1		4	
65						1	3	
66								
67								
68								
69						2		
70						2		
71						1	1	
72								
73						1		
74						1		
75								
76								
77						1		
78						1		
79						1		
80								
81			1	1		1		
82						1		
83								
84								
85			1					
86								
87						1		
88								
89						1		
90						1		
91						1		
92								
93						8		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	0	34	34	7	8	25	26	4
							合計	138

(ウ) 医療職給料表（三）

(保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12		7						
13								
14								
15								
16		2						
17								
18								
19								
20		9						
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27		1						
28		2	2					
29								
30		1						
31			1					
32		5	1					
33			1					
34			1					
35								
36		4	1					
37								
38		1	2					
39								
40			1					
41		1						
42		1						
43								
44								
45								
46		1	1				2	
47			1				4	
48								
49								
50							1	
51								
52				2				
53								
54			2					
55								
56								
57								
58			1					
59								
60								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
61								
62				1				
63								
64						1		
65			1					
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74							1	
75							1	
76							1	
77								
78								
79								
80								
81							1	
82								
83							2	
84								
85							2	
86								
87								
88								
89								
90								
91							1	
92							1	
93							1	
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計	0	35	16	3	0	12	7	0
合計							73	

(5) 福祉職給料表

(児童福祉施設等に勤務し、入所者等の指導、保育等に従事する職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		1				
13						
14		1				
15		1				
16		1				
17						
18						
19		1				
20						
21						
22						
23						
24	3					
25						
26		2				
27						
28	1					
29						
30						
31						
32	1					
33						
34		1				
35						
36						
37						
38						
39						
40	4					
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52		3		1		
53				1		
54				1		
55		1				
56		1				
57				1		
58						
59						
60			1		1	
61				1		
62						
63						
64						
65			1			
66						
67		1	1	1		
68			1			
69			1			
70						
71						
72						
73						
74			1			
75						
76		1				
77		1				
78						
79				1		
80		2				

級 号給	1	2	3	4	5	6
81						
82						
83				1		
84		1	1			
85						
86				1		
87						
88						
89						
90				1		
91						
92						
93				1		
94						
95						
96		1				
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	9	20	7	11	1	0
合 計						48

(6) 高等学校等教育職給料表

(高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手等に適用)

(単位：人)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4			25		
5			1		
6			3		
7			1		
8			30		
9					
10			4		
11					
12			27		
13					
14			7		
15			2		
16			25		
17					
18			10		
19			1		
20			15		
21			2		
22			3		
23			13		
24			28		
25			6		2
26			7		1
27			23		
28			22		6
29			6		2
30			7		3
31			25		5
32			10		6
33			8		8
34			6		8
35			42		8
36	1		7		4
37			6		2
38			7		4
39			29		3
40			21		1
41			11		23
42			9		
43			14		
44			32		
45			10		
46			10		
47			17		
48	1		19		
49			11		
50			9		
51			8		
52			32		
53	1		6		
54			17		
55			7		
56			11		
57			35		
58	2		5		
59	1		9		
60	1		6		
61			5		
62			2		1
63			2		1
64			4		
65			34		7
66	1		3		3
67	1		16		1
68			6		3
69	1		42		10
70	2		10		
71			19		5
72	2		19		19
73	1		35		9
74	1		20		2
75			9		5
76	2		10		6
77			28		7
78			8		2
79			14		4
80	2		2		5

号給	級	1	2	3	4
81		2	5	20	
82		3	3		
83		1	8		
84		2	5		
85			37		
86			8		
87	1		15		
88			17		
89	1		32		
90	2		8		
91	1		13		
92	3		19		
93	1		27		
94	5		16		
95	2		12		
96	1		13		
97	1		26		
98	1		11		
99	2		13		
100			12		
101			4		
102			8		
103	1		10		
104			9		
105	1		31		
106			11		
107			29		
108			10		
109	1		30		
110			8		
111	3		21		
112	1		15		
113			26		
114			14		
115	2		13		
116			21		
117	2		40		
118			18		
119	1		18		
120			7		
121	1		8		
122	3		12		
123	1		9		
124	2		25		
125	2		17		
126	1		28		
127	1		20		
128	1		33		
129	1		8		
130			36		
131			20		
132	2		26		
133	1		14		
134			29		
135	1		22		
136	3		42		
137	1		20		
138	1		29		
139			22		
140	1		39		
141			16		
142	1		53		
143	2		46		
144	2		109		
145			71		
146	1		82		
147	1		69		
148			64		
149	2		52		
150			43		
151			35		
152	2		8		
153	18		17		
計	113	2,762	110	86	
				合 計	3,071

(7) 小学校中学校教育職給料表

(小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14		1		
15				
16		132		
17				
18		18		
19		2		
20		157		
21				
22		14		
23		2		21
24		157		41
25				78
26		20		39
27		11		18
28		187		16
29		3		51
30		18		15
31		7		9
32		54		9
33		9		29
34		12		13
35		126		4
36		50		4
37		26		16
38		10		9
39		130		5
40		49		6
41		33		64
42		13		
43		122		
44		32		
45		31		
46		25		
47		122		
48		41		
49		28		
50		13		
51		53		
52		83		
53		25		
54		31		
55		62		
56		91		
57		19		
58		27		
59		45		
60		91		

級 号給	1	2	3	4
61		33		
62		38		
63		38		
64		117		
65		11		
66		29		
67		23		
68		20		
69		112		
70		9		
71		34		
72		30		
73		103		
74		12		
75		38		
76		9		
77		7		
78		6		
79		5	1	
80		15	19	
81		117	26	
82		8	7	
83		30	30	
84		32	31	
85		99	27	
86		15	16	
87		46	27	
88		36	44	
89		88	10	
90		31	6	
91		33	27	
92		36	40	
93		78	5	
94		24	10	
95		33	45	
96		16	20	
97		12	71	
98		8		
99		13		
100		22		
101		97		
102		27		
103		39		
104		42		
105		80		
106		34		
107		36		
108		45		
109		69		
110		30		
111		27		
112		29		
113		12		
114		7		
115		18		
116		21		
117		76		
118		25		
119		43		
120		36		

級 号給	1	2	3	4
121		58		
122		30		
123		47		
124		42		
125	1	55		
126		29		
127		44		
128		35		
129		57		
130		28		
131		26		
132		31		
133		12		
134		15		
135		21		
136		31		
137		36		
138		42		
139		34		
140		42		
141		29		
142		41		
143		36		
144		46		
145		23		
146		39		
147		34		
148		38		
149		29		
150		46		
151		35		
152		70		
153		68		
154		98		
155		108		
156		180		
157		133		
158		171		
159		160		
160		133		
161		105		
162		82		
163		46		
164		23		
165		38		
計	1	6,967	462	447
			合 計	7,877

(8) 栄養職給料表

(学校に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34			1			
35						
36		1				
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51			1			
52			1			
53					1	
54						
55					1	
56			1			
57						
58			1			
59						
60			1			

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	特 5
61						
62						
63						
64				1		
65						
66						
67						
68			1			
69						2
70				1		
71						1
72				3		
73						1
74						
75						1
76				1		
77						1
78						
79						
80						
81						
82						
83			1			
84						1
85						1
86						
87						
88						
89						1
90						1
91						2
92						1
93						7
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	0	1	8	6	2	20
					合 計	37

(9) 事務職給料表

(学校に勤務する事務職員に適用)

(単位：人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1								65			1	1	5	1	
2								66			5	2	1		
3								67			1		3	2	
4								68			2	1	5	1	
5								69			1		3		
6								70			1		2		
7								71			1		7		
8								72					7		
9								73			1	1	4	2	
10	1							74					1		
11								75					5		
12	1							76					5		
13								77					4	1	
14	1	10						78				1	4		
15	1	1						79				1	13		
16	5	9						80					5		
17								81				1	11		
18	11	6						82			1		7		
19								83					9		
20	7		3					84			1		7		
21		1	1					85					10		
22	4	3	4					86					6		
23			3					87					17		
24	3	12	10					88					10		
25	1	1						89					6		
26	3	5	1					90					9		
27			1					91					5		
28	7	4	8					92					6		
29		1	1					93					40		
30	6	10	12					94							
31		2						95							
32	4	2	8					96			1				
33	1							97							
34	6		4					98			1				
35			1					99							
36	9	1	5					100							
37	1							101							
38	7		6					102							
39								103							
40	11		8					104							
41			1					105							
42	1		4					106							
43								107							
44			3					108							
45			2					109							
46			5					110							
47								111							
48			4					112							
49								113							
50			4					114							
51								115							
52			5	1		5		116							
53				2		17		117							
54			3			2		118							
55			1			7		119							
56			1	3		4		120							
57				3		4		121							
58			2	2		3		122							
59						1		123							
60			6	9	2	6		124							
61			2	1	1	4		125							
62			3	5	4	1		計	91	68	145	38	224	64	0
63			2	2		1								合計	630
64			4	2		2									

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(1) フルタイム勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	60	1		11	48						
公安職給料表	33		1	8	24						
研究職給料表	4			4							
医療職給料表（一）	0										
医療職給料表（二）	13					13					
医療職給料表（三）	0										
福祉職給料表	0										
高等学校等教育職給料表	261	6	255								
小学校中学校教育職給料表	329		329								
栄養職給料表	1			1							
事務職給料表	28			28							
給料表計	729										
60歳	0										
61歳	286										
62歳	218										
63歳	216										
64歳	13										

(注) 該当人員が0人の場合は、空欄とした（次表において同じ。）。

(2) 短時間勤務職員

(単位：人)

給料表	級										
	計	1	2	3	4	5	特5	6	7	8	9
行政職給料表	142		5	33	104						
公安職給料表	3		1		2						
研究職給料表	11			11							
医療職給料表（一）	0										
医療職給料表（二）	8				1	7					
医療職給料表（三）	3					3					
福祉職給料表	1	1									
高等学校等教育職給料表	5		5								
小学校中学校教育職給料表	48		48								
栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	221										
60歳	36										
61歳	67										
62歳	61										
63歳	57										
64歳	0										

2 民間給与関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 919事業所
- ② 調査対象職種 76職種（一般行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から179事業所を無作為に抽出し調査を行った。
調査完了事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が8,665人（初任給関係629人、初任給関係以外8,036人）であり、その他の職種が595人（初任給関係25人、初任給関係以外570人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は56,309人であり、このうち、一般行政職相当職種は45,973人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
	157	66	63	28	
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0	
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	9	0	5	4	
製 造 業	90	35	35	20	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	15	9	5	1	
卸 売 業 , 小 売 業	10	8	1	1	
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	5	4	0	1	
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	28	10	17	1	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 4 所、調査不能の事業所が 18 所あった。
- 2 調査対象事業所 179 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 4 所を除いた 175 所に占める調査完了事業所 157 所の割合（調査完了率）は、89.7%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 12 表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
新卒事務員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	227, 275 円	247, 528 円	216, 420 円	* 210, 960 円
	大 学 卒	208, 505	217, 686	203, 500	202, 433
	短 大 卒	188, 751	191, 957	186, 094	193, 010
	高 校 卒	177, 469	181, 213	173, 689	179, 006
新卒技術者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	235, 187	254, 437	222, 951	* 221, 385
	大 学 卒	220, 387	230, 358	217, 573	209, 018
	短 大 卒	194, 373	197, 665	192, 074	196, 995
	高 校 卒	182, 388	182, 412	182, 429	182, 266
新卒事務員 ・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	231, 219	251, 048	219, 545	216, 173
	大 学 卒	213, 287	222, 420	209, 311	205, 296
	短 大 卒	191, 131	194, 216	188, 640	194, 929
	高 校 卒	179, 679	181, 703	177, 644	180, 697

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「*」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

第13表 民間における職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 14	歳 53.3	円 729,362	円 26,412	円 702,950	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	10	53.1	748,736	0	748,736	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	223	53.7	615,000	4,903	610,097	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	263	53.7	680,565	4,084	676,481	同上
	事 務 部 次 長	85	52.4	585,212	3,300	581,912	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	82	52.0	591,134	10,684	580,450	同上
	事 務 課 長	478	50.6	540,995	7,721	533,274	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	661	49.8	536,672	10,147	526,525	同上
	事務課長代理	122	46.2	481,754	43,723	438,031	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技術課長代理	96	50.5	532,557	80,433	452,124	同上
	事 務 係 長	622	46.3	439,787	55,042	384,745	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	640	46.1	483,757	77,634	406,123	同上
	事 務 主 任	539	42.5	392,600	39,435	353,165	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	594	40.9	424,468	71,144	353,324	同上
	事 務 係 員	1,820	36.8	300,410	29,771	270,639	
	技 術 係 員	1,787	37.0	352,337	51,258	301,079	

- (注) 1 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	人 7	歳 68.9	円 625,150	円 20,814	円 604,336	
	大 学 教 授	50	58.4	596,061	22,267	573,794	
	大 学 准 教 授	41	50.4	511,341	17,078	494,263	
	大 学 講 師	30	45.0	430,938	19,526	411,412	
	大 学 助 教	18	39.0	389,717	19,752	370,965	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	—	—	—	—	—	
	高等学校教諭	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部(課)長	—	—	—	—	—	2 室(係)以上又は構成員 7 人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	*	*	*	*	*	構成員 3 人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	*	*	*	*	*	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	4	38.1	315,692	5,934	309,758	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	2	53.5	1,490,250	78,000	1,412,250	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	20	55.4	1,437,817	74,358	1,363,459	
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
	薬 局 長	3	53.8	511,219	26,477	484,742	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	10	38.7	348,754	12,912	335,842	
	診療放射線技師	35	36.9	333,450	15,340	318,110	
	臨床検査技師	26	38.4	276,318	15,161	261,157	
	栄 養 士	14	34.8	260,430	10,209	250,221	
	理学療法士	68	29.8	278,094	10,385	267,709	
	作業療法士	13	32.6	274,521	9,222	265,299	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	34	47.2	433,732	51,221	382,511	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	看 護 師	119	39.2	344,442	48,450	295,992	
	准 看 護 師	38	44.6	318,207	26,130	292,077	
	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	3	48.4	298,325	19,254	279,071	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	31	43.7	382,988	92,184	290,804	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

(注) 「*」は、調査実人員が 1 人の場合である（次表において同じ。）。

その3 再雇用者

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって		(A)－(B)	
				支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	人 ＊	歳 ＊	円 ＊	円 ＊	円 ＊	その1の備考欄参照
	事務・技術部長	22	63.7	509,841	13,494	496,347	
	事務・技術部次長	2	62.0	497,963	0	497,963	
	事務・技術課長	23	62.2	452,330	158	452,172	
	事務・技術課長代理	3	66.8	453,398	14,924	438,474	
	事務・技術係長	35	62.1	363,811	54,438	309,373	
	事務・技術主任	3	63.8	253,990	12,554	241,436	
	事務・技術係員	629	62.6	274,477	19,266	255,211	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 50 人以上 100 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8 級	課長		
7 級			
6 級	課長代理	課長	支店長、工場長、部長、部次長
5 級			
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第 15 表 民間における初任給の改定状況

学歴 \ 項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
	大 学 卒	58.5%	(80.9%)	(19.1%)	(0.0%)
高 校 卒	53.2%	(75.1%)	(24.9%)	(0.0%)	46.8%

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		69.1%	1.0%	0.0%	29.9%
課 長 級		58.8%	4.8%	0.0%	36.4%

- (注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 17 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目	定期昇給					定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止		
			増額	減額		変化なし	
係 員	96.1%	95.4%	41.9%	4.1%	49.4%	0.6%	3.9%
課 長 級	78.9%	77.4%	30.3%	4.1%	43.0%	1.5%	21.1%

- (注) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第 18 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		86.2%
	配偶者に家族手当を支給する	54.4%
	子に家族手当を支給する	86.2%
家族手当制度がない		13.8%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,054 円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,641 円
	配 偶 者 と 子 2 人	24,786 円
	子 1 人	15,541 円
	子 2 人	27,085 円
	子 3 人	38,580 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。
- 2 「配偶者」、「配偶者と子 1 人」、「配偶者と子 2 人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 3 「子 1 人」、「子 2 人」、「子 3 人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その 2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	8.8%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討	5.0%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	86.2%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第 19 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の通勤手当を支給する	全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 未満	その他	在来線の通勤手当を支給しない
96. 5%	(58. 6%)	(4. 0%)	(35. 4%)	(1. 8%)	3. 5%

(注) () 内は、在来線の通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

その 2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む通勤手当を支給する	全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 未満	その他	特急料金を含む通勤手当を支給しない
80. 0%	(59. 7%)	(0. 0%)	(11. 9%)	(28. 4%)	20. 0%

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を 100 とした割合である。

2 () 内は、特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

第 20 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
52. 1%	47. 9%	47. 9%	52. 1%	42. 7%	57. 3%

第 21 表 民間における賞与等の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)		341, 002 円	280, 265 円
	上半期 (A ₂)		357, 231 円	295, 779 円
賞与等の支給額	下半期 (B ₁)		781, 526 円	592, 989 円
	上半期 (B ₂)		829, 833 円	602, 352 円
賞与等の支給割合	下半期 (B ₁ / A ₁)		2. 29 月分	2. 12 月分
	上半期 (B ₂ / A ₂)		2. 32 月分	2. 04 月分
年間の平均			4. 61 月分	4. 16 月分

(注) 下半期とは令和 5 年 8 月から令和 6 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4. 50 月である。

第 22 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100%	82.9%	17.1%	0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 23 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし
課 長 級	62.4%	55.6%	37.6%
非 管 理 職	48.0%	36.6%	52.0%

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 24 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
74.6%	75.2%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

生計費の概要

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和6年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の令和6年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と前橋市の令和6年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

（注） 家計調査の前橋市における集計世帯数は86世帯

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和6年4月、前橋市)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	33,740	42,850	55,700	68,550	81,490
住 居 関 係 費	32,840	36,820	33,940	31,060	28,180
被 服 ・ 履 物 費	8,420	7,860	12,000	16,150	20,310
雑 費 I	42,510	58,390	89,450	120,510	151,320
雑 費 II	9,420	17,020	21,340	25,710	30,090
計	126,930	162,940	212,430	261,980	311,390

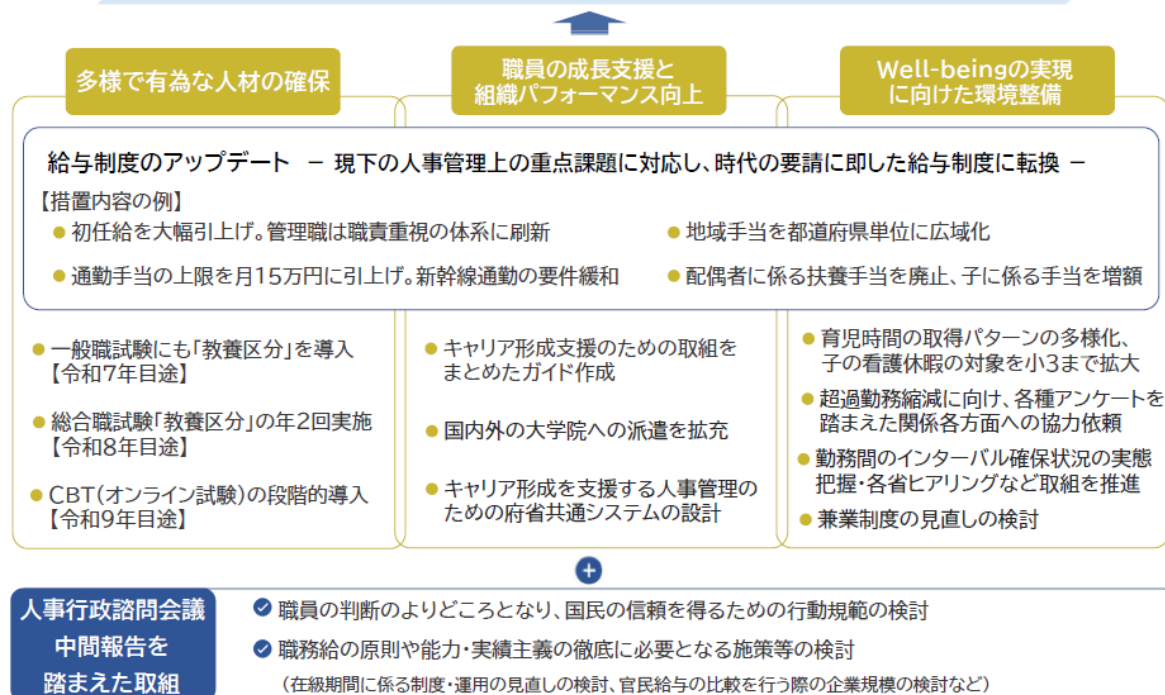
4 人事院勧告等の概要

令和6年 人事院勧告・報告の概要



■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



令和6年 人事院勧告・報告の概要



■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施
 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施】

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等)

国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大